

社会福祉法人村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションむらかみ
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護) 運営規程

平成20年4月1日 制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会が設置する村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションむらかみ(以下「事業所」という。)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

3 事業所において実施する法に基づく同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者同行し、移動に必要な情報を適切かつ効果的に提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(削除)

(運営の方針)

第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 27 号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 村上市社会福祉協議会ヘルパーステーション むらかみ
- (2) 事業所の所在地 村上市下相川 316 番地 2

2 前項以外で事業等を行う出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションむらかみ かみはやし出張所
- (2) 所在地 村上市九日市 510 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 人

居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護をいう。以下同じ。）の利用の申込みに係る調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 3 人以上

居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

通年営業

(2) 営業時間

午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分までとする。但し、状況に応じ随時対応する。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護等の内容）

第 6 条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

- (2) 身体介護
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
 - ⑥ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
 - (3) 家事援助等
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事
 - (4) 生活等に関する相談及び助言
- 2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 重度訪問介護計画の作成
 - (2) 重度訪問介護
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴
 - ⑤ 通院等介助
 - ⑥ 調理
 - ⑦ 洗濯
 - ⑧ 掃除
 - ⑨ 外出時における移動中の介護
 - ⑩ その他日常生活を営むために必要な身体の介護及び家事
 - (3) 生活等に関する相談及び助言
- 3 事業所で行う指定同行援護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 同行援護計画の作成
 - (2) 同行援護
 - ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援
 - ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定居宅介護等に係る

利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 2 条 12 号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護等を提供した場合及び通院等外出時の付添い等を行った場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。
- 4 前 3 項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、村上市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 成年後見制度の利用を支援する。
- (5) **苦情解決体制を整備する。**
- (6) 前 5 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを市に通報するものとする。

(秘密保持等)

第 11 条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から 5 年間保存する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日改正)

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日改正)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日改正)

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 6 日改正)

この規程は、平成 30 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 15 日改正)

この規則は、第 3 条については令和 4 年 9 月 1 日から、第 4 条については令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 11 月 8 日改正)

この規程は、令和 5 年 11 月 8 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 18 日改正)

この規程は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 11 月 13 日改正)

この規程は令和 6 年 11 月 13 日から施行し、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 2 月 5 日一部改正)

この規程は改正の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 9 月 19 日改正)

この規程は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。